

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第 23 号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 7. 6.

TEL 82-2-503-0648
FAX 82-2-507-4352

国外に政党の別途支部など設置禁止

- 大韓民国の政党は国外に別途の支部または党員協議会を設置したり下部組織運営のために事務所を置くことができない。
 - ☞ 大韓民国の政党は「政党法」第 3 条により首都のソウルに中央党を、特別市・広域市・道に各々市・道党を置くことができ、同法の第 37 条により国会議員地域区および自治区・市・郡、邑、面、洞に限り党員協議会を置くことができる。
 - ☞ したがって、政党は国外に別途支部または党員協議会を設置できず、下部組織を運営するために事務所を置くことができない。
 - ☞ ただし、国外にある党員たちが自発的に党員の集会体を構成したり、特定政党の政策を支持・後援する在外同胞が公職選挙と関係がなく団体を設立するのは「公職選挙法」および「政党法」上、差し支えない。
- ▶ 大韓民国国民でない外国人は大韓民国政党の党員になれない。(政党法 第 22 条)

[自発的党員集会の名称関連質疑回答]

- 国外党員たちの自発的な集りの名称を‘党員協議会’としてはならない。
(2010.1.15.中央選挙管理委員会委員長回答)

⇒ 在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい！